

おだがいさま

odagaisama

73号
平成29年
12月1日発行

子どもの生活・学習支援事業 鶴岡教室 「子ども食堂」



調理ボランティアのみなさん

子どもの生活・学習支援事業 鶴岡教室

鶴岡教室は、NPO法人山形県ひとり親家庭福祉会が県の委託を受けて、ひとり親家庭の小中学生を対象に、平成29年5月から毎週土曜日に開催している学習支援の場です。

現在、54名の小中学生が登録（10月末時点）し、教師経験者や大学生が、子ども達一人ひとりに声をかけながら学校の勉強や宿題などの学習を支援しています。

また、第2・第4土曜日には、鶴岡教室に参加した子どもと大人が会食を楽しむ「子ども食堂」も併せて開かれ、この取り組みに賛同する企業や生産者からの食材提供、個人や団体の方々による調理ボランティア協力など、地域の応援を受けながら運営されています。

<開催日時・会場>

日時 毎週土曜日 午前9時～正午
※「子ども食堂」は第2・第4土曜日

場所 市総合保健福祉センター にこ♡ふる

<問い合わせ先>

NPO法人山形県ひとり親家庭福祉会
☎023-622-5570

「子ども食堂」（10月14日開催）に調理ボランティアとして参加していた方々からお話をうかがいました。

山形大学農学部タキタロウボランティアサークル 代表 阿部光希さん

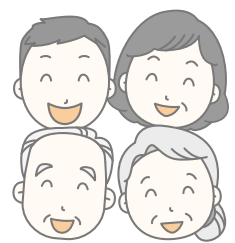


5月から調理ボランティアとして参加しています。子ども食堂には主婦や男性、福祉の仕事で退職された方などいろんな方が協力しているので、一緒に調理しながら料理を教わることができて勉強になります。子ども達が「大勢で食べられるのがうれしい」「食事がおいしい」と楽しみにしてくれているので、これからもできる範囲で協力していきたいと思っています。

セーブ山形 代表 板垣一紀さん



セーブは災害時の救援活動を目的に誕生した組織ですが、困っている人がいれば災害以外の活動にも協力させていただいています。「子ども食堂」の調理協力は今回が2回目です。子どもから大人まで幅広い年代・多様な人と繋がることができる場でもあるので、自分も楽しみながら参加させてもらっています。



ご存知ですか!?

Q5 成年後見制度の申立てにはどのくらいの費用がかかりますか？

A 概ね 15,000 円程度 ※詳細は以下の通り

収入印紙	申立手数料：800 円 + 登記手数料：2,600 円
郵便切手	後見：2,905円分（500円×2枚、140円×3枚、100円×1枚） の切手（82円×15枚、10円×15枚、1円×5枚） 保佐・補助：上記+1,072 円分の切手
診断書	医療機関ごと所定の金額数千円程度
各種証明書類	住民票、戸籍謄本、登記されていないことの証明書等 各種証明書 1 通につき数百円

※申立て費用のほか、成年後見人等には本人の財産の中から報酬が支払われます。報酬額は本人の財産に応じて裁判所が決定します。

鶴岡市社会福祉協議会では平成25年度から法人後見事業を行っています。鶴岡市社会福祉協議会が後見人となり、生活の安定が図られた2つの事例をご紹介します。

事例①

認知症高齢者のためのグループホームに入所していた70歳代の方。生活保護を受給しており、金銭管理は子どもが行っていましたが、県外で就労していたことから連絡が取れない状態が続き、グループホームへの支払いが滞ったり、本人の状態も重度になってきたことから退所を求められていました。金銭管理や施設の入所申込みを行うために後見人が必要となっていました。他に後見を行う人がいなかったことから、鶴岡市社協が後見人となりました。

その後は、計画的に支出していくことでグループホームの滞納も約1年後に解消され、本人のために使えるお金も増えました。



事例②

40歳代の知的障がいのある方で、母親と一緒に生活して、母親が身の回りの世話や金銭管理を行っていました。数年前に母親に介護が必要になってきたことから、本人は障がい者のためのグループホームに入所しました。本人は、日常生活は自分でできるものの、お金の管理や障がい福祉サービスなどの手続きなどはできません。そこで、それまで世話をしていた母親の代わりに後見人が必要となったことから申立てを行いました。他に後見を行う人がなく、鶴岡市社協が後見人となりました。

その後、グループホームへの支払いや小遣いの管理などが行われたことから、支出は安定してきました。また、途中で母親が亡くなったことから、財産の相続の手続きも後見人が行うこととなりました。

今も、グループホームで安定した暮らしが続いています。



※成年後見制度の詳しい内容は、鶴岡市社会福祉協議会生活支援課にお問合せください。

成年後見制度

Q1 成年後見制度とは、どんな制度ですか？

A 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、介護などの福祉サービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりすることが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



Q2 成年後見制度にはどのようなものがありますか？

A 成年後見制度には大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力が常時欠けている状態の方は「後見」、判断能力が著しく不十分な方は「保佐」、判断能力が不十分な方は「補助」に分類されます。「後見」「保佐」「補助」の類型は医師の診断書をもとに決定されます。また、任意後見制度は本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

Q3 成年後見制度はどうすれば利用できますか？

A 利用するためには、利用する人が住んでいる地域の家庭裁判所に「申立て」をする必要があります。申立てができる人は、本人、または4親等以内の親族ですが、身寄りがいないなどの理由で申立てをする人がいない場合は、市町村長が申立てをすることができます。



Q4 成年後見人にはどのような人が選ばれますか？

A 成年後見人等は本人のためにどのような保護や支援が必要かなどの事情に応じて家庭裁判所が選任します。本人の親族や、法律・福祉の専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士等）、その他の第三者、福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。



表彰

去る十月十二日(木)に鶴岡市中央公民館で「福祉のつどい」が開催され、長年、地域福祉の向上に貢献された方や団体へ山木会長から表彰状・感謝状が贈呈されました。

受賞者の紹介

◆表彰状

五十嵐 松治氏 (鶴岡地域)

平成十三年から現在まで第四学区社協理事。平成二十二年から平成二十七年まで第四学区社協副会長・福祉事業部長を歴任。長年にわたり第四学区社協事業運営に多大なる貢献をされた。

五十嵐 利恵氏 (鶴岡地域)

平成十四年四月から平成二十九年四月まで、十五年以上に亘り、日常生活自立支援事業の生活支援員として、日常生活に不安のある方の金銭管理の支援等を行い、地域で安心して暮らすことが出来る環境づくりに貢献された。

北楯 みや子氏 (朝日地域)

平成十二年から朝日婦人の会の会員としてボランティア活動等を行い、平成二十三年にはボランティアグループさわやか会を発足。平成十八年度から二十八年度まで朝日地域福祉委員を努め、福祉向上のため尽力された。

鶴岡市立朝陽第一小学校 (鶴岡地域)

平成十年度より第一学区社協とともに、高齢者交流会食会に二年生児童が参加。交流を通じて高齢者の元気づくり等に貢献。平成十七年度から夏季・冬季ボランティア育成事業に取組み、一小的行動規範「致道しぐさ」に掲げる思いやりや優しさの大切さを学ぶ福祉教育を実践している。

鶴岡市立鶴岡第三中学校 (鶴岡地域)

平成十七年度より一小と同様に第一学区社協とともに、夏季・冬季ボランティア育成事業に取組み、平成二十三年三月の東日本大震災では、石巻市湊地区に生徒が激励の手紙を送る。今でも交流や募金活動による被災地支援を続けており、被災地と鶴岡市の福祉の増進に貢献している。

第六学区コミュニティネットワーク (鶴岡地域)

平成八年に第六学区社協を設立以来、一人暮らし高齢者の



の会食交流事業をはじめ、住民主体による地域福祉活動を行ってきており、平成二十二年からは、認知症支援に関するモデル事業に取り組む等、地域福祉の充実に貢献している。

由良社会福祉協議会 (鶴岡地域)

平成十四年二月より毎日型の配食サービス事業を始め、平成二十四年には、福祉座談会や一人暮らし高齢者・中・高校生へのアンケート調査を実施。地域課題の整理と可視化に努め、地域住民の理解を深めながら実践につなげる等、地域福祉の充実に貢献している。

大山社会福祉協議会 (鶴岡地域)

平成七年から鶴岡市内で先駆けて毎日型の配食サービスに取組む。平成十一年度開始した福祉協力員設置事業では、現在隣組単位に百九十四名を配置し、細やかな見守りの仕組みづくりを推進する等、地域福祉の充実に貢献している。

鶴岡市羽黒町婦人会 (羽黒地域)

社会福祉法人羽黒百寿会の特別養護老人ホームかみじ荘の開設(平成元年)以来、リネン交換のボランティア活動等、社会福祉の増進に寄与している。

鶴岡市立鶴引南小学校 (鶴引地域)

平成十三年度から各学年一本りんごの木を育て収穫し、特別養護老人ホーム桃寿荘入所者や地域の高齢者を訪問し、手紙を添えてりんごを贈呈する等、地域内の高齢者と交流する機会をつくり「福祉の心」を育てている。

◆感謝状

上野 八重子氏 (鶴岡地域)

昭和六十二年度から、養護老人ホーム湯野浜恩恵園をはじめとした施設入居者の日常生活に楽しさや潤いを与えられるよう、手工芸の趣味を活かしたボランティア活動を行う等、地域福祉の増進に貢献している。

産直あぐり運営管理組合 (鶴引地域)

平成十八年から、毎年市社協の各施設や市内の多くの福祉施設にりんごやリンゴジュースを寄贈する等、社会福祉の増進に寄与している。



ご寄付ありがとうございました

みなさまのご厚志に心より御礼申し上げます。
(平成29年9月9日～平成29年11月6日までのご寄付を掲載しています)

★一般社会福祉事業へ

◎鶴岡福祉センターへ

- ・庄内なつメロ会 様 20,000円
- ・匿名 10,000円
- ・みんなと行く兵衛茶屋 様 手作りバック12点
- ・八沢会 様 50,000円
- ・伊藤 繁次郎 様 30,000円
- ・江戸川区福祉ボランティア団体協議会 様 タオル193枚
- ・第24回由良健康福祉まつり 様 フードバンクへ/食料48点
- ・第25回小笠地区福祉文化まつり 様 フードバンクへ/食料44点
- ・第25回三瀬健康福祉まつり 様 フードバンクへ/食料13点

- ・月山パイロットファーム(有) 様 子ども食堂へ/精米90kg
- ・笹原牛肉店 様 子ども食堂へ/牛肉5kgとカレールー

◎藤島福祉センターへ

- ・日向 宏 様 50,000円
- ・曹洞宗山形県第三宗務所 第九教区会 様 40,000円
- ・曹洞宗山形県第三宗務所 様 50,000円

◎温海福祉センターへ

- ・三浦 賢治 様、三浦 牧 様 200,000円

★高齢者福祉センターおおよまへ

- ・吉田 春美 様 ジグソーパズル3セット
- ・関 てる子 様 10,000円

★鶴引すこやかセンターへ

- ・鶴引地域婦人会 様 タオル180枚

★温海デイサービスセンター愛寿園へ

- ・加藤 助一郎 様 30,000円

★もみじが丘へ

- ・温海地域婦人会 様 タオル等180枚
- ・萬来屋 様 ポケットティッシュ360個
- ・ジャンパー等衣類58点

お詫びと訂正

第72号 P4 ご寄付いただいた皆様への御礼記事
高齢者福祉センターおおよまへご寄付頂いた「田中幸雄 様」は「中田幸雄 様」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

おだがいさま

第73号
平成29年12月1日発行
発行部数 48,800部



編集・発行

社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会
鶴岡市泉町5番30号 (にこ♥ふる2階)

TEL 0235-24-0053 FAX 0235-23-9110

ホームページ <http://www.shk01.jp/>

鶴岡福祉センター TEL 24-0053
藤島福祉センター TEL 64-3100
羽黒福祉センター TEL 62-4534
鶴引福祉センター TEL 57-5300
朝日福祉センター TEL 53-2795
温海福祉センター TEL 43-2114

この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。